平成２３年（フ）第５０号
大分県日田市港町１番５号
債務者　古川　美樹
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大分地方裁判所日田支部
平成２３年（フ）第１０１号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕31番地川口住宅１号棟304号室
債務者　京田　健治
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２３年（フ）第１０２号
鹿児島県薩摩川内市大小路町693番地
債務者　東郷　章一
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２３年（フ）第１０３号
鹿児島県薩摩川内市高江町2339番地高江住宅10号棟52号室
債務者　小園　真実
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２３年（フ）第３９６号
沖縄県那覇市安里３丁目２番８号　安里ハイツＡ―305
債務者　嘉数けい子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２３年（フ）第８６８号
宮城県岩沼市字荒井88番地の40
債務者　深澤　三朗
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２３年（フ）第８６９号
宮城県岩沼市字荒井88番地の40
債務者　深澤セツ子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２３年（フ）第１２０３号
京都市伏見区深草綿森町８番地５　マンションぽんぽん３Ｃ
債務者　山本　官生
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第１２６８号
京都市北区平野宮西町117番地４　プチハウス平野３―Ｄ
債務者　慶松　直紀
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第１２９４号
京都市右京区梅津罧原町43番地の12
債務者　櫻本　金治
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第１３０７号
京都市山科区小野西浦61番地　山科小野ライオンズマンション405
債務者　水中花こと　花谷　時子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第１３３４号
京都市上京区御前通西裏上ノ下立売上る北町570番地10
債務者　岩﨑建設こと　岩﨑　一之
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第１３３５号
京都市下京区西七条南西野町46番地　サンウエストくら205号
債務者　岩﨑かほる
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第３６４号
奈良市帝塚山南４丁目14番６号
債務者　便利屋ライフサポートアップルこと
水島　和範
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
奈良地方裁判所
平成２３年（フ）第３７１号
奈良市奈良阪町2097番地の２
債務者　小林キミ子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
奈良地方裁判所
平成２３年（フ）第９６７号
広島県安芸郡海田町曙町14番２―204号
債務者　益田　栄二
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第１０５８号
広島市中区堺町２丁目４番19―502号
債務者　竹田　和幸
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部